

## 多気町公告第 52 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和7年12月16日

多気町長 久 保 行 男



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：朝柄区

区域：三重県多気郡多気町朝柄区域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町朝柄1914番地1

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和7年12月16日から令和8年3月16日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

## ○申請不動産に関する事項

No.1

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m <sup>2</sup>
220	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1635-1	山林	892
229	多気郡多気町朝柄	登り尾	1649	山林	8,925

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
深田 寅松	多気郡五ヶ谷村大字朝柄93番屋敷	2分の1
柘植 周藏	多気郡五ヶ谷村大字朝柄115番屋敷	2分の1

No.2

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m <sup>2</sup>
221	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1636	山林	2,578
222	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1639	山林	1,884
223	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1640	山林	1,586
227	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1646-1	山林	5,652

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
深田 寅松	多気郡五ヶ谷村大字朝柄93番屋敷	2分の1
柘植 周藏	多気郡五ヶ谷村大字朝柄116番屋敷	2分の1

No.3

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m <sup>2</sup>
224	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1642-1	山林	743
225	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1643-4	山林	991
226	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1644-1	山林	138
228	多気郡多気町朝柄	熊ノ谷	1647-2	山林	991
230	多気郡多気町朝柄	登り尾	1650-2	山林	7,719

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
深田 寅松	多気郡五ヶ谷村大字朝柄2024番地	2分の1
柘植 周藏	多気郡五ヶ谷村大字朝柄2101番地	2分の1